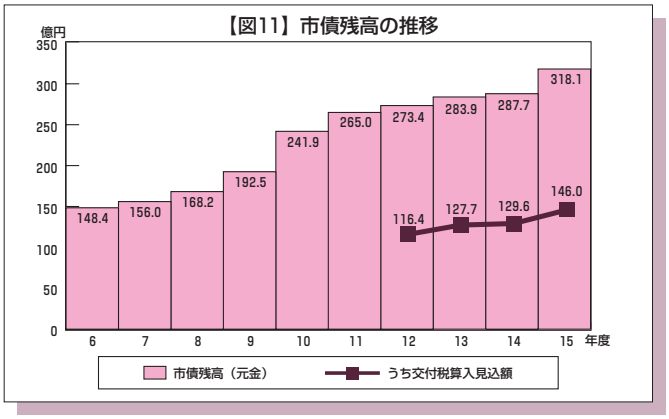

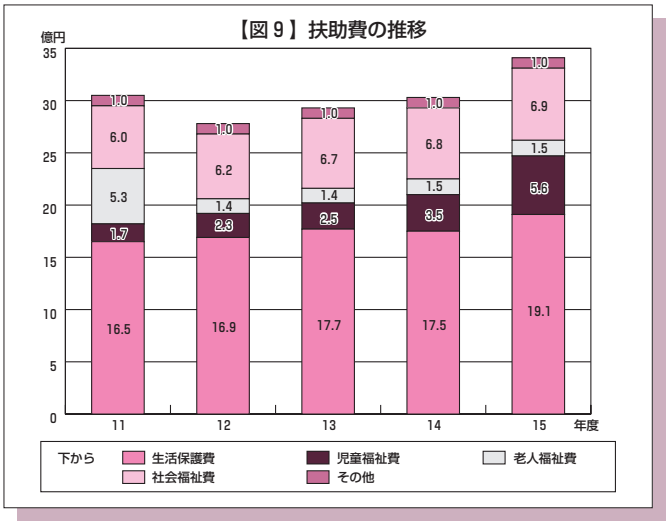

※市民１人当たりの市債残高

平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
47.8万円	49.6万円	51.9万円	52.8万円	58.5万円

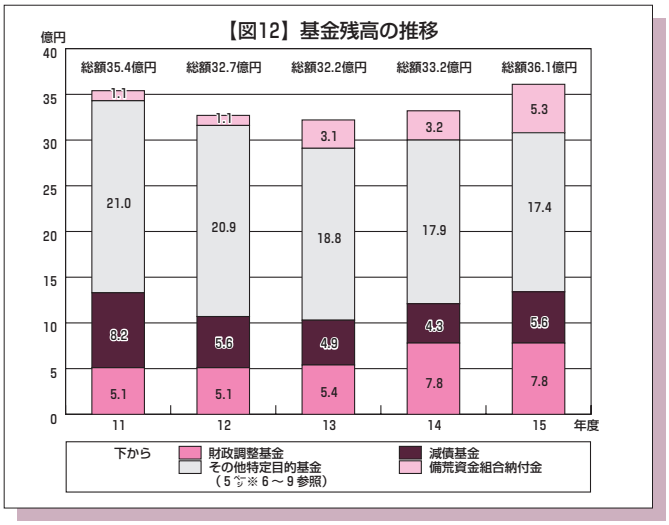

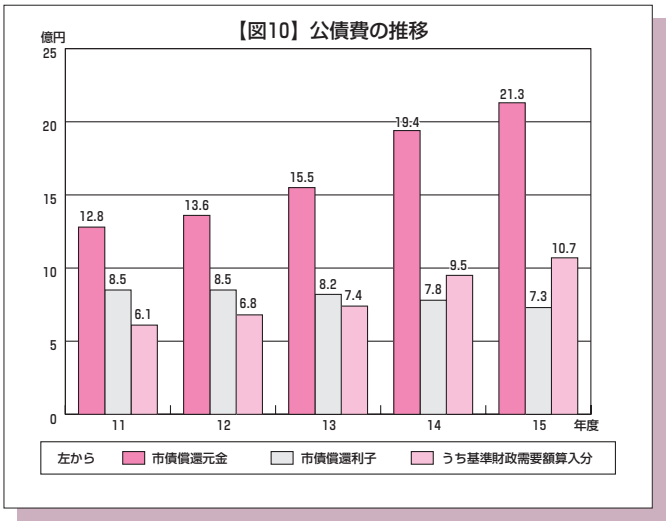

として行った建設事業の財源として借り入れた市債の元利償還金です。

できるだけ増やさないことが大切であり、償還時に制度上、地方交付税（基準財政需要額算入分）に財源として算入される『良質な市債』を借りていく工夫が必要となります【5ページ図10】。

市債の残高

【5ページ図11】は、市債の残高の状況を表したものであり、年々増加傾向にありますが、皆さんの家計と同じように、できるだけ借金を増やさないことが大切です。

クリンクルセンターや市民プールなどの大型事業を行った年度には、急激に残高が増加しています。

基金の状況

市債が市の借金ならば、基金は市の貯金にあたります【5ページ図12】。

市にはさまざまな貯金がありますが、財政調整基金と減債基金が自由に使える貯金です。また、備荒資金組合納付金も基金と同様の性格をもっています。

平成16年度当初予算では、『三位一体改革』の影響で、財政調整基金のほとんどを取り崩して対応せざるを得ませんでした。

財政調整基金がなくなると、いざというときの対応ができなくなりますので、16年度の財政運営の中で、何とか取り崩し額を少なくするよう努力しています。

財政用語解説②

※４　人件費
職員の給与や手当、議員、各種委員の報酬など。人件費のうち、職員に対する給与や手当（退職手当、共済費などを除く）を職員給という。

※５　扶助費
児童手当や医療費助成、生活保護費など、社会保障制度の根底を成す経費。

※６　財政調整基金
地方公共団体において、年度間の財源の不均衡を調整するために積み立てられた基金。

※７　減債基金
公債費の償還を計画的に行うための資金を積み立てる目的で設けられている基金。

※８　その他特定目的基金
特定の目的のために積み立てられている基金で、おもいやり基金、観光開発基金、新図書館建設基金、退職手当積立金などがある。

※９　備荒資金組合納付金
市町村で構成される組合で、各市町村は、災害など緊急の財政支出に備えるために、一定額を積み立てている。災害時に備えるため納付する普通納付金と使途が自由な超過納付金がある。